

佐賀県規則第19号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（平成10年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第8号その1、様式第12号その2及び様式第14号中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。

様式第13号中「被保険者証」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の児童福祉法等施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。